

岐阜県汚水処理施設整備構想

令和5年3月

岐阜県

目 次

1	はじめに	1
1.1.	汚水処理施設整備構想とは.....	1
1.2.	構想見直しの趣旨.....	1
1.3.	構想の位置づけ.....	2
1.4.	汚水処理施設の種類.....	3
1.5.	汚水処理施設の現状.....	4
1.6.	伊勢湾流域及び河川の水質.....	5
2	前構想の総括と社会情勢を踏まえた今後の対応	6
2.1.	前構想の総括.....	6
2.2.	社会情勢の変化を踏まえた今後の対応等.....	10
2.2.1.	頻発する自然災害.....	10
2.2.2.	職員数の減少による執行体制の脆弱化.....	10
2.2.3.	地球温暖化の防止と気候変動への適応.....	11
2.2.4.	浄化槽法の改正を受けての対応.....	11
2.2.5.	土地利用方針の変更など個別の事情への対応.....	12
2.2.6.	広域化・共同化計画策定に係る国からの要請への対応.....	12
3	構想の基本理念	13
3.1.	基本理念.....	13
3.2.	基本方針と基本施策.....	14
3.3.	目標と目標年度.....	15
4	具体的な取組み	16
5	構想の推進	20
5.1.	指標.....	20
5.2.	見直しの体制.....	20
6	構想図	21
	[資料編]	23
	県独自の市町村作業マニュアル.....	24
	用語解説.....	27
	各市町村数値.....	30
	・ 汚水処理人口普及率.....	30
	・ 未普及人口.....	31
	・ 接続率.....	31
	・ 地方債現在高.....	32

1 はじめに

1.1. 汚水処理施設整備構想とは

本県の良好な自然環境を保全する上で、生活排水^{*}をはじめとする汚水をきれいに（浄化）するための汚水処理施設を整備、運営することは、本県が進める「清流の国ぎふ」づくりに直接的につながる非常に重要な施策です。

汚水処理施設整備構想は、下水道や浄化槽といった、特性が異なる様々な汚水処理施設を効率的に整備、運営していくため、建設費や維持管理費の経済比較を基本とし、地域特性や地域住民の意向にも配慮した整備手法と、長期的な事業運営の方針を示す構想であり、市町村の意見を反映した上で策定するものです。

1.2. 構想見直しの趣旨

本県では、効率的な施設整備による汚水処理の早期概成を求める国からの要請（平成 26 年 1 月）を受け、平成 30 年 3 月に汚水処理施設整備構想を策定し、汚水処理施設の整備と運営を促進してきました。

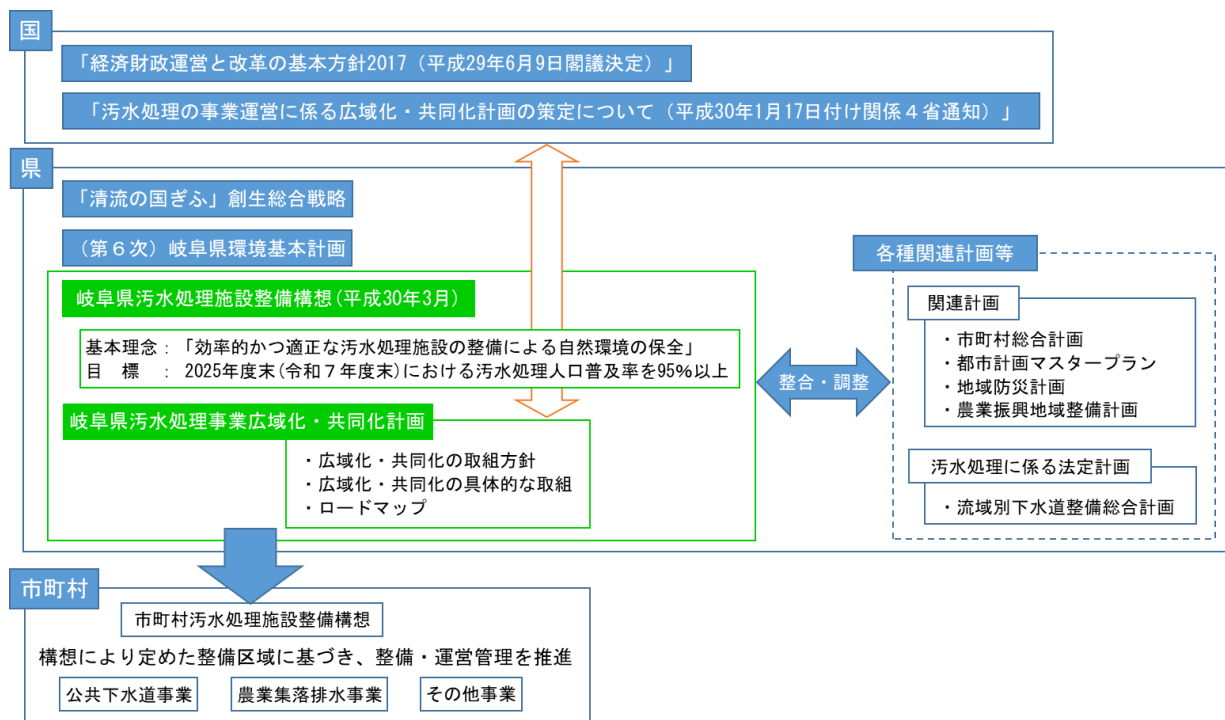
しかし、汚水処理施設の事業運営をめぐっては、頻発する豪雨や地震災害を踏まえた災害リスクへの対応や、令和 3 年 10 月に閣議決定された地球温暖化対策計画に基づく温室効果ガス削減といった社会的要請への対応など、新たな課題が生じています。

また、今後人口減少などにより汚水処理事業の経営環境が一層厳しさを増すことから、効率的かつ持続的な運営を推進するため、広域化・共同化計画を策定し構想に位置付けを行うよう国からの要請（平成 30 年 1 月）があります。

以上を踏まえ、策定から 5 年を迎えるにあたり、構想の点検・評価を行うとともに、新たな課題等へも対応していくため、構想の見直しを行うものです。

1.3. 構想の位置づけ

汚水処理施設整備構想は、本県の環境政策の基本計画である「第6次岐阜県環境基本計画」に即し、各種関連計画と整合を図りつつ定めるもので、県内自治体が行う下水道等の個別の汚水処理計画の上位計画として位置づけられるものです。



なお、岐阜県では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs^注）に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定しました。本構想は、この17のSDGsのうち、特に目標6【安全な水とトイレを世界中に】、目標11【住み続けられるまちづくりを】及び目標13【気候変動に具体的な対策を】の達成に資する取り組みとしての性格も有します。



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を

注：Sustainable Development Goals の略称。2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標。17の目標と169のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことにより、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指す。

1.4. 汚水処理施設の種類

生活排水（トイレ、台所排水、洗濯排水、風呂など）を処理する汚水処理施設の種類は、**図 1.1** のように集合処理^{*}と個別処理^{*}に分けられ、これらを整備することで、適正に処理された水が排出されます。

なお、**図 1.1** の「浄化槽」は、生活排水をすべて処理する「合併処理浄化槽^{*}」であり、下水道と同程度の処理能力を持っています。

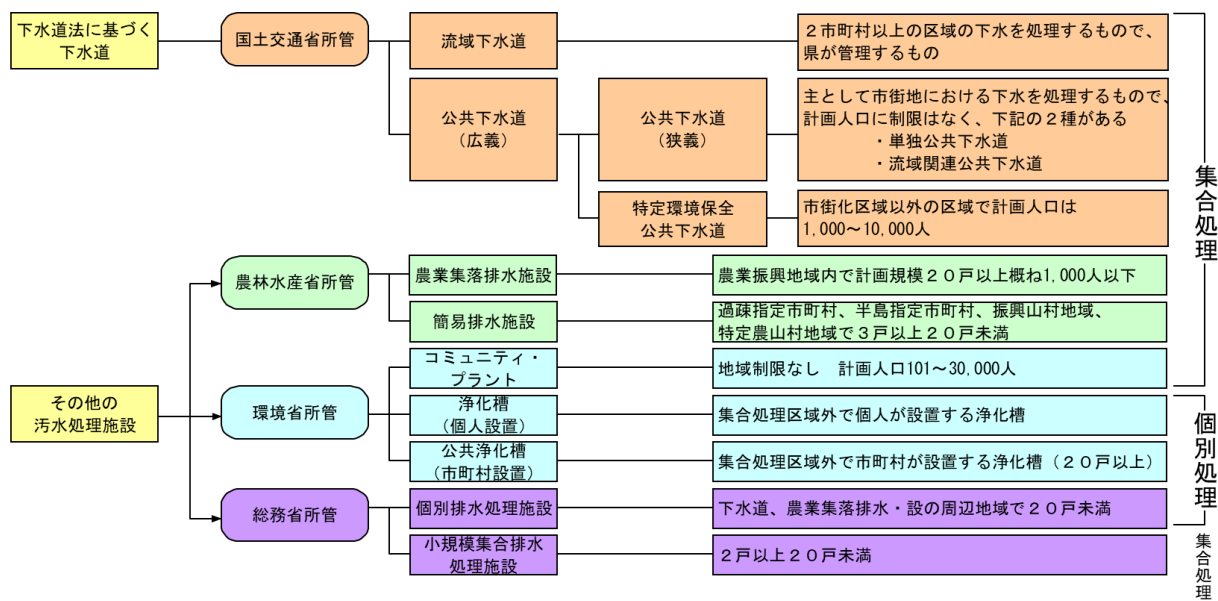


図 1.1 汚水処理施設の種類

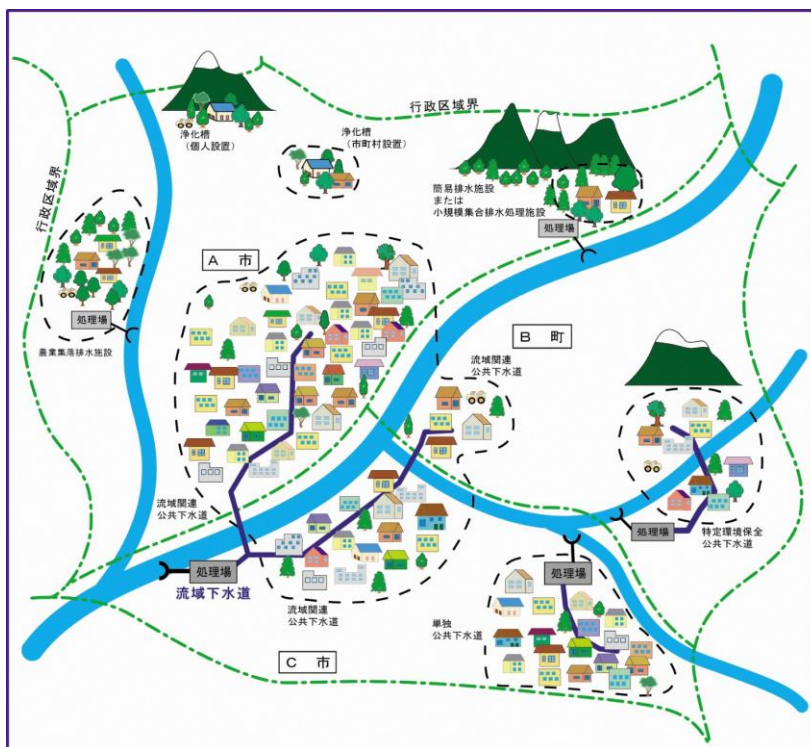


図 1.2 汚水処理施設のイメージ

1.5. 汚水処理施設の現状

本県では、市町村と協力して集合処理施設の整備や個人が設置する浄化槽の整備に努めてきた結果、汚水処理施設を使用することができる人口の割合（汚水処理人口普及率[※]）が、令和3年度末で93.7%に達しています。これは、全国平均の89.5%と比較しても高い水準になっています。

汚水処理人口普及率の施設種類ごとの内訳は図1.3のとおり、下水道が最も多く、全体の77.7%を占めており、次いで浄化槽等の順となっています。

なお、本県における集合処理方式による汚水処理施設については、地形的な要因もあり、都市部の下水道事業による大規模なものから、地方部の集落を対象とした農業集落排水事業による小規模なものまで、様々な事業により集合処理施設を整備してきた結果、非常に多くの施設が設置されている状況です。

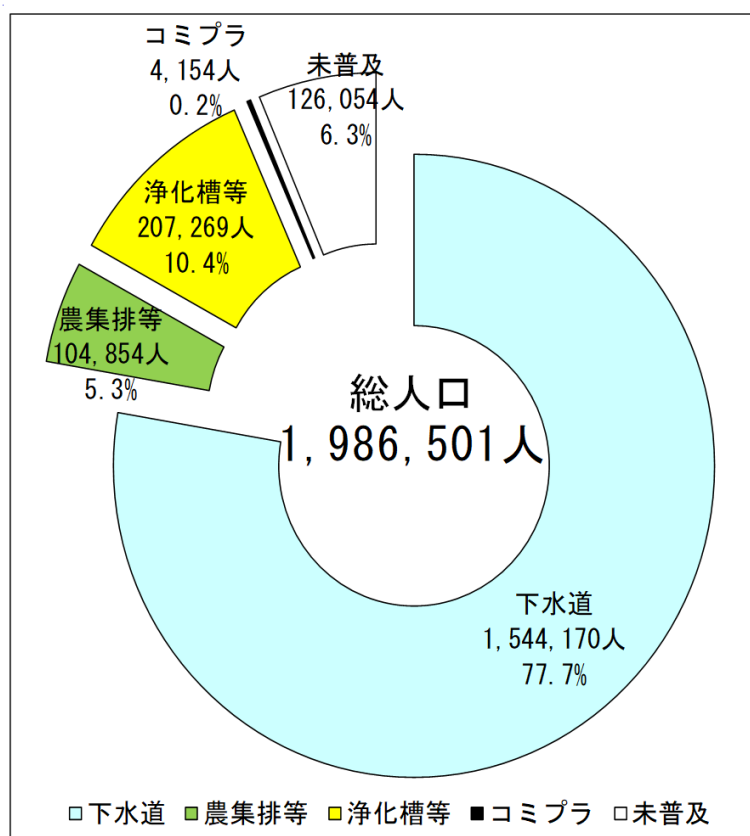


図 1.3 汚水処理人口の現状（令和3年度末）

行政人口	面積	下水処理施設数	農業集落排水施設数
17位	7位	4位 (94)	6位 (186)

表 1.4 本県の行政規模と市町村汚水処理施設数の全国順位（令和2年度）

注：（ ）内は施設数

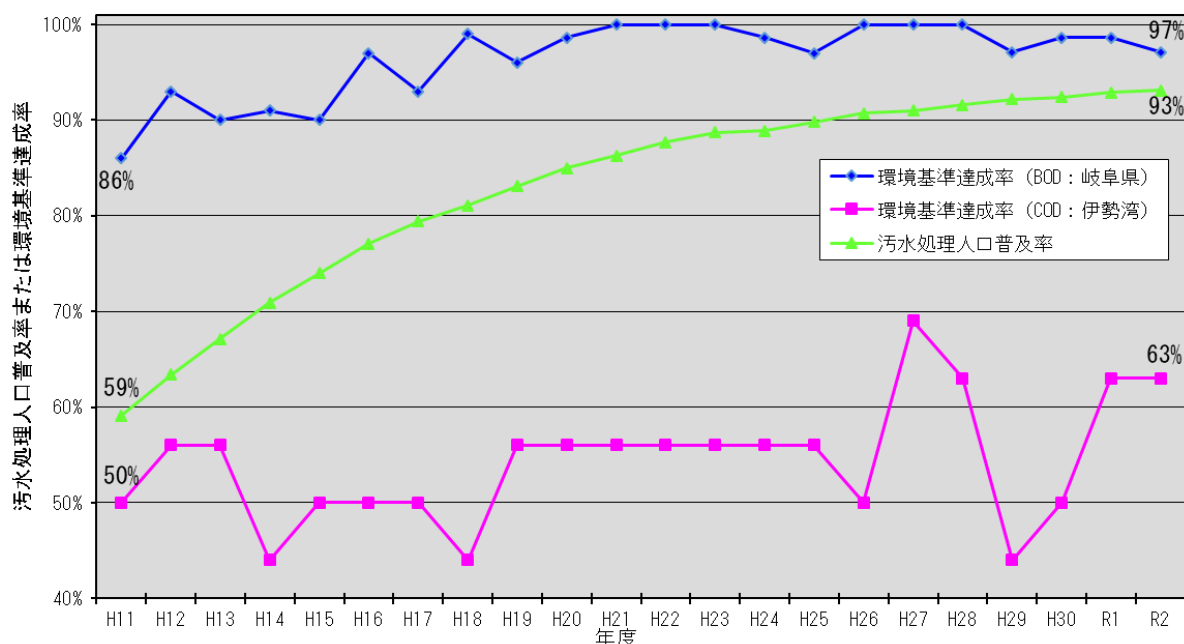
1.6. 伊勢湾流域及び河川の水質

閉鎖性海域や河川には、それぞれ水質環境基準^{*}が設定されています。

令和2年度における全国の閉鎖性海域の水質環境基準達成率（化学的酸素要求量（COD）^{*}）は81%ですが、**図1.4**のとおり伊勢湾流域全体の達成率は63%と、依然として低い数値で推移しています。

一方、令和2年度の全国の河川の水質環境基準達成率（生物化学的酸素要求量（BOD）^{*}）は94%ですが、本県では97%、愛知県、三重県は、ともに98%となっています。

今後も美しい清流を維持するためには、適切な污水处理施設の整備とともに持続可能な維持管理に努めていく必要があります。



資料) 環境基準達成率 (BOD: 岐阜県)

環境基準達成率 (COD: 伊勢湾)

注: 環境基準達成率 = 達成水域数 / 総水域数

図 1.4 岐阜県内河川及び伊勢湾流域の水質環境基準の達成率

2 前構想の総括と社会情勢を踏まえた今後の対応

本章では、前構想の総括と、汚水処理事業を取り巻く国や県の動きを踏まえた取り組むべき課題や対応について整理します。

2.1. 前構想の総括

・平成 30 年 3 月に策定した前構想では、以下の 2 つの基本方針に沿って汚水処理施設の整備を進めてきたところです。

【基本方針 1】 整備区域の適切な見直しに基づく汚水処理施設の早期概成

【基本方針 2】 持続可能な汚水処理施設の整備・運営

・策定から 5 年を迎えることから、前構想において設定した課題の達成状況について、指標などを用いて点検評価を行ったうえで総括します。

※ 課題① は前構想における課題

課題① 汚水処理施設の未整備

20 万人近くの県民が汚水処理施設を利用できない状態となっており、汚水が適正に処理されることなく排水されている。

(達成状況及び評価)

- ・令和 7 年度末までの汚水処理施設整備の概成（汚水処理人口普及率 95%）を目標に、概ね計画どおり汚水処理施設の整備を進めてきましたが、未だ 12 万人以上が汚水処理施設を利用できない状況です。
- ・各種汚水処理施設の整備を進め、汚水の適正処理により自然環境の保全等を図る必要があることから、今後も引き続き課題として取組みを進めます。

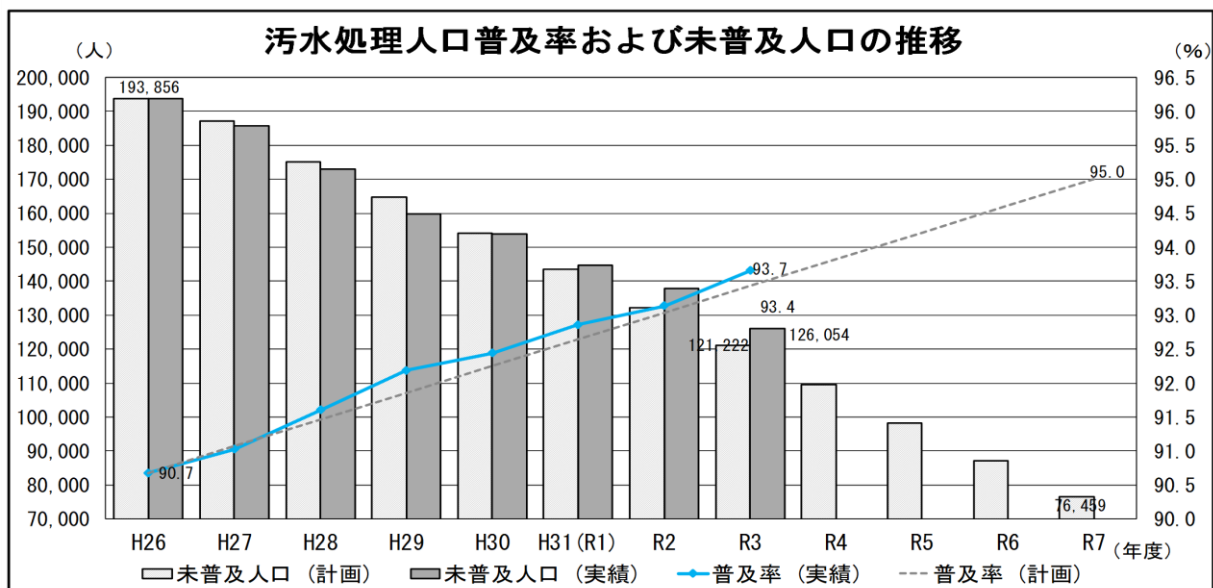


図 2.1 指標の状況 汚水処理人口普及率及び未普及人口

課題② 単独処理浄化槽^{*}から合併処理浄化槽への転換の遅れ

単独処理浄化槽が設置されている場合、トイレの水洗化は既に行われていることから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、住民の環境意識によるところが大きい。このため、単独処理浄化槽が、未だ、県内に約10万7千基設置されており、合併処理浄化槽への転換が進んでいない。

(達成状況及び評価)

- ・令和7年度までの汚水処理施設整備の概成を目標に、各市町村で合併処理浄化槽への転換を進めてきました。
- ・単独処理浄化槽が、未だ県内に約9万5千基設置されており、合併処理浄化槽への転換が進んでいない状況です。
- ・合併処理浄化槽への転換を促進し、汚水の適正処理により自然環境の保全等を図る必要があることから、今後も引き続き課題として取組みを進めます。

課題③ 浄化槽設置の公的関与の不足

一部の市町村を除き、浄化槽の設置が、個人に任せられており、他の汚水処理施設と同様に、市町村が浄化槽の設置、その後の維持管理を行う市町村設置型浄化槽整備事業が実施されていない。

(達成状況及び評価)

- ・市町村設置型の公共浄化槽等整備推進事業の実施は2市町に留まっており、合併処理浄化槽への転換が進んでいない状況です。
- ・合併処理浄化槽への転換を促進し、汚水の適正処理により自然環境の保全等を図るため、市町村設置型の公共浄化槽等整備推進事業の普及を行うことが重要であることから、今後も引き続き課題として取組みを進めます。

課題④ 集合処理施設の整備・運営費用の増大、老朽化

集合処理施設の整備を進めてきた一方で、市町村が負担する整備・運営費用は増大している。また、集合処理施設の経過年数を考慮すると、今後、老朽化対策として施設の改築や設備の更新・維持管理の費用増加が見込まれる。

(達成状況及び評価)

- ・地方債現在高は、市町村の運営努力により年々減少しているが、本県においては、平成初期から中期にかけて整備された汚水処理施設が多く、今後本格的な施設老朽化による更新費用等の増加が見込まれることから、経営の悪化が懸念されます。
- ・自治体財政が厳しくなる中、持続可能な運営を行うためには、一層費用を削減していく必要があり、更なる取組みが必要です。

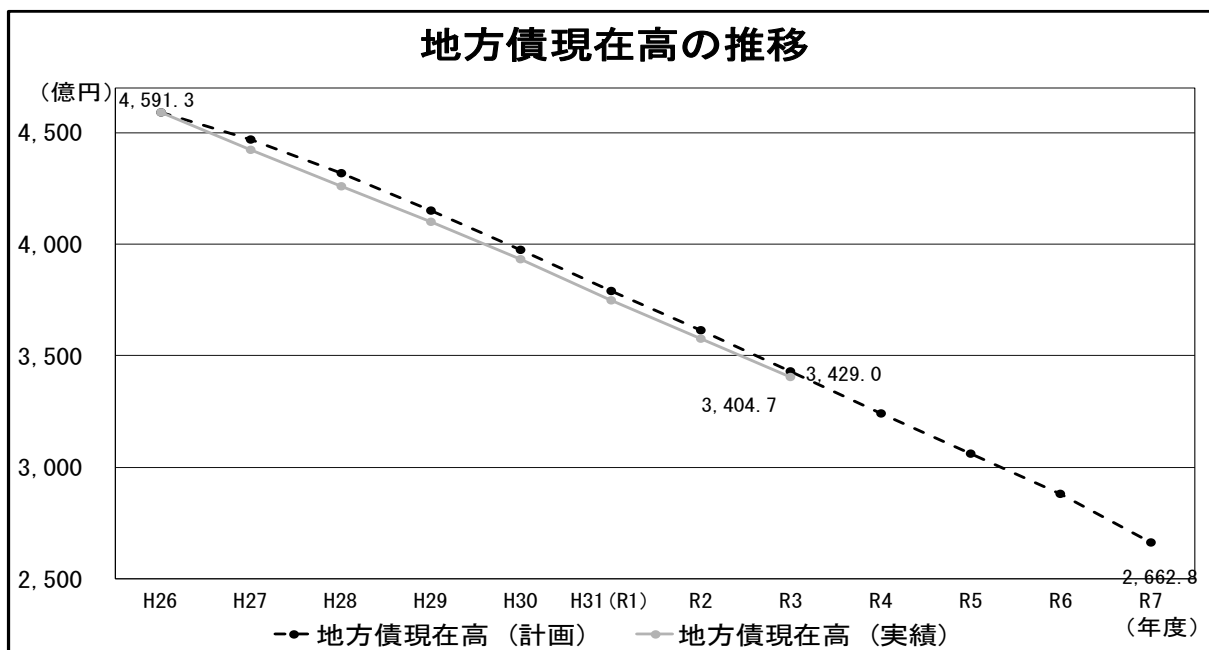


図 2.2 指標の状況 起債の現況と見通し

課題⑤ 人口減少に伴う集合処理施設の運営の悪化

人口減少に伴う料金収入の減少により、集合処理施設の施設運営にかかる財政面の悪化が見込まれる。

(達成状況及び評価)

- ・接続人口の増加に伴い平成 29 年度までは、使用料収入は増加傾向だったものが、平成 30 年度以降は減少傾向になっています。
- ・企業会計の導入を進めるなど、運営改善に努めているが、今後急激に人口が減少することから、使用料収入の減少などにより経営環境が一段と厳しくなることが見込まれます。
- ・持続可能な運営を行うために、経費の削減などに努め、一般会計からの繰入を減らしていく必要があることから、更なる取組みが必要です。

課題⑥ 接続率※の低迷

近年、集合処理施設を拡大した地域を中心に、整備した集合処理施設に接続していないケースが見られ、整備に見合った効果があがっていない。

(達成状況及び評価)

- ・平成 16 年度以降に供用が開始された 4 市町で令和 3 年度末の接続率の実績が 60%未満となっているなど、目標の達成が困難な市町村がある状況です。
- ・接続されないことで、汚水処理がされず自然環境等に悪影響を与えるほか、汚水処理事業の経営面にも悪影響を及ぼすことから、今後も引き続き課題として取り組みを進めます。
- ・目標を達成するためには、接続率改善のための更なる取り組みが必要です。

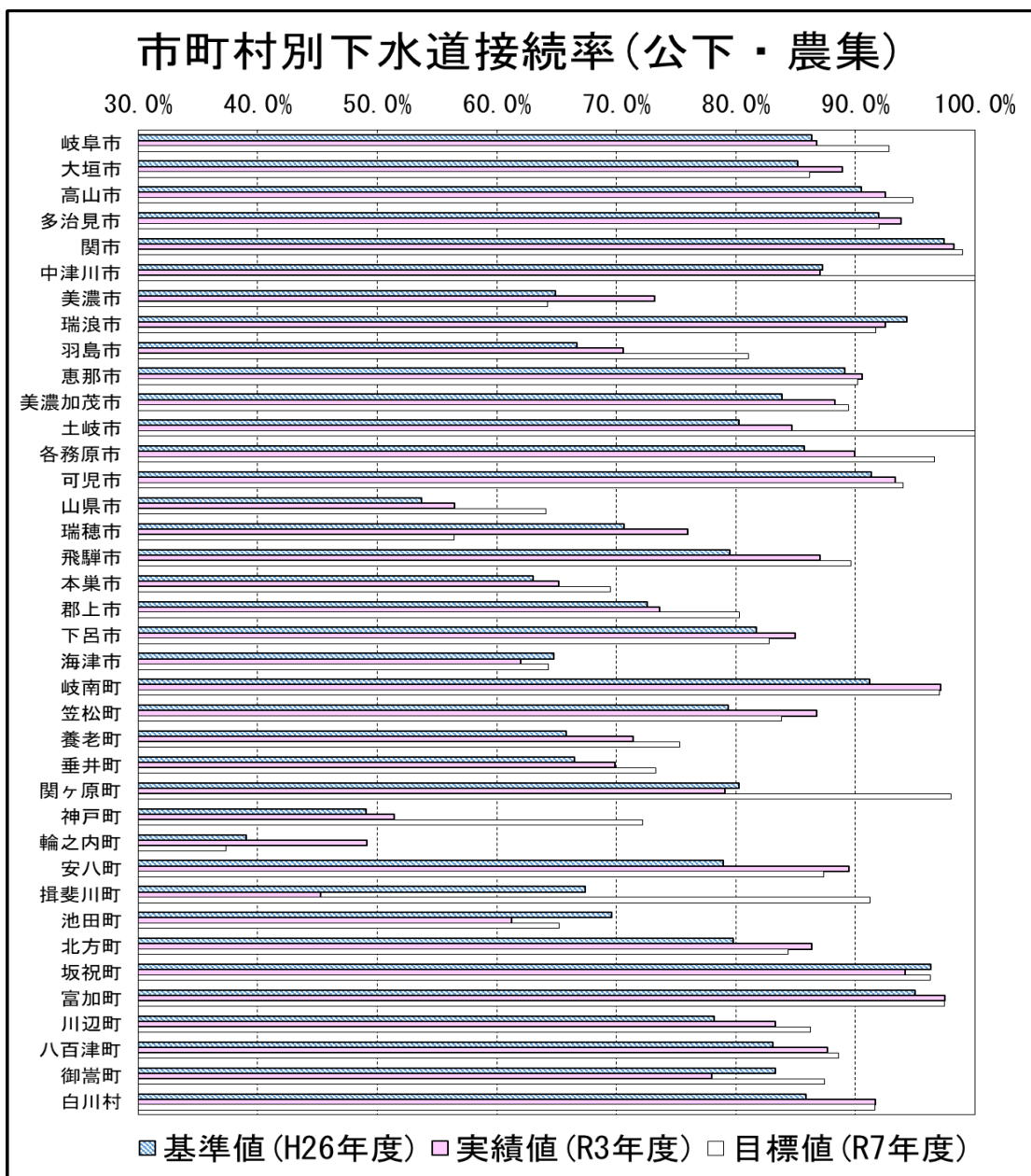


図 2.3 指標の状況 接続率

2.2. 社会情勢の変化を踏まえた今後の対応等

2.2.1. 頻発する自然災害

- ・気候変動による影響が顕在化しつつあり、全国各地で豪雨等による水害が頻発しており、本県においても平成30年7月、令和2年7月、令和3年8月と豪雨による災害が立て続けに発生しています。
- ・令和元年東日本台風では、長野県を中心に河川からの氾濫などにより、下水道施設が浸水し、機能停止により市民生活に多大な影響を与える事案が発生しています。
- ・平成30年9月の北海道胆振東部地震など、構想策定後も大きな地震災害が全国各地で発生しています。
- ・令和3年5月に閣議決定された第5次社会資本整備重点計画では、内水氾濫等による下水道施設の被災時において、社会的影響を最小限に抑制するため、下水道施設の施設浸水対策を早急を実施する必要があるとされ、新たな支援が打出されています。



課題⑦ 気候変動に伴い頻発する大規模豪雨や大規模地震への対応

- ・汚水を自然流下で集めるため、下流の低地に設置されることが多い下水処理場については、ハード・ソフト両面による浸水災害への備えが必要です。
- ・市町村の下水処理場のうち、基幹設備の耐震化がすべて完了した施設は43.2%（令和3年度末）であることから、引き続きハード、ソフト両面の地震対策の促進が必要です。

2.2.2. 職員数の減少による執行体制の脆弱化

- ・下水道整備の概成や上水道との組織統合等の行政改革の進展などにより、県内市町村の下水道に携わる職員の減少が続いています。
- ・県内約4割の市町村で下水道に携わる総職員数が4人以下の状況です。



課題⑧ 職員数の減少による執行体制の脆弱化への対応

- ・職員数に見合った業務内容とするため、業務の削減や効率化などの取組が必要です。
- ・経営環境が今後一層厳しくなるなか、将来に向けての様々な経営改善策を検討し、実施していくためにも執行体制の確保が必要です。

2.2.3. 地球温暖化の防止と気候変動への適応

- ・本県における環境に関する最上位計画である「第6次環境基本計画」については、菅内閣総理大臣が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と表明（令和2年10月）したことなどを踏まえ、「脱炭素社会ぎふ」の実現という大きな目標を明記する形で令和3年3月に改定されました。
- ・また、「地球温暖化対策推進法」等に基づき、本県における温室効果ガスの排出抑制等の施策を取りまとめた「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」が令和3年3月に策定されました。
- ・令和3年10月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これに基づき下水道分野においても脱炭素社会に向けた国の支援が新たに打ち出されています。



課題⑨ 社会的要請に基づく脱炭素社会へ向けた対応

- ・下水道事業から排出される温室効果ガスは、自治体の事務事業から排出される温室効果ガスの大きな割合を占めていることから、下水道分野での取組は、自治体全体の温室効果ガス排出量を削減する上で極めて重要な取組みです。

2.2.4. 浄化槽法の改正を受けての対応

- ・全国における浄化槽に占める単独処理浄化槽の割合は48%であることから、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換促進等を目的として、令和元年6月に浄化槽法が改正されました。
- ・本県における単独処理浄化槽が浄化槽全体に占める割合は54%となっています。



課題② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の遅れ（再掲）

- ・合併処理浄化槽への転換を促進し、汚水の適正処理により自然環境の保全等を図る必要があります。
- ・本県では、平成10年度以降は合併処理浄化槽の設置が義務化されたことから、単独処理浄化槽は平成9年以前に設置されたものであり、老朽化が進んでいることから、こうした浄化槽の転換を進める必要があります。

2.2.5. 土地利用方針の変更など個別の事情への対応

- ・都市計画マスタープランなど、各市町村のまちづくりに関する計画が改定されたことにより、土地利用計画が変更（農地から市街地）された事例が生じています。
- ・事業実施段階の詳細検討で地形状況から高額な工法への変更が必要となり、整備費用が大幅に増加する等の理由で、整備手法を下水道から浄化槽へ見直すなどの事例が発生しています。
- ・個別の事情への対応により、下水道の整備区域等についても部分的な見直しが必要となるものです。

2.2.6. 広域化・共同化計画策定に係る国からの要請への対応

- ・人口減少に伴う使用料収入の減少などにより、経営環境の厳しさが増す中、持続的な経営を行うために、市町村等が実施する汚水処理事業について、施設の統廃合などの広域化や維持管理の共同化などを促進する必要があることから、「広域化・共同化計画」を策定するよう国から要請されています。
- ・本県の汚水処理施設数は、人口や面積の割合を全国と比べても多い状況にあることから、今後老朽化により土木・建築施設の更新期を迎えるにあたり、施設の統廃合を進めていく必要があります。

3 構想の基本理念

3.1. 基本理念

日常生活の中で、使用した水を適正に処理して河川に排水することで、本県の良好な自然環境を保全する必要があることから、前構想においては、『効率的かつ適正な污水处理施設の整備による自然環境の保全』を基本理念に掲げ、污水处理施設の整備、運営等を行ってきました。

この基本理念は、第6次岐阜県環境基本計画が掲げる基本理念『自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現』と、その基本施策である『安全・安心な生活環境の確保』と言う方向性に沿ったものであるため、引き続き本構想における基本理念として掲げます。

基本理念

「効率的かつ適正な污水处理施設の整備による自然環境の保全」

- ・基本理念に変更がないことから、前構想の2つの基本方針についても、引き続き本構想における基本方針として位置づけ、各種施策に取り組みます。

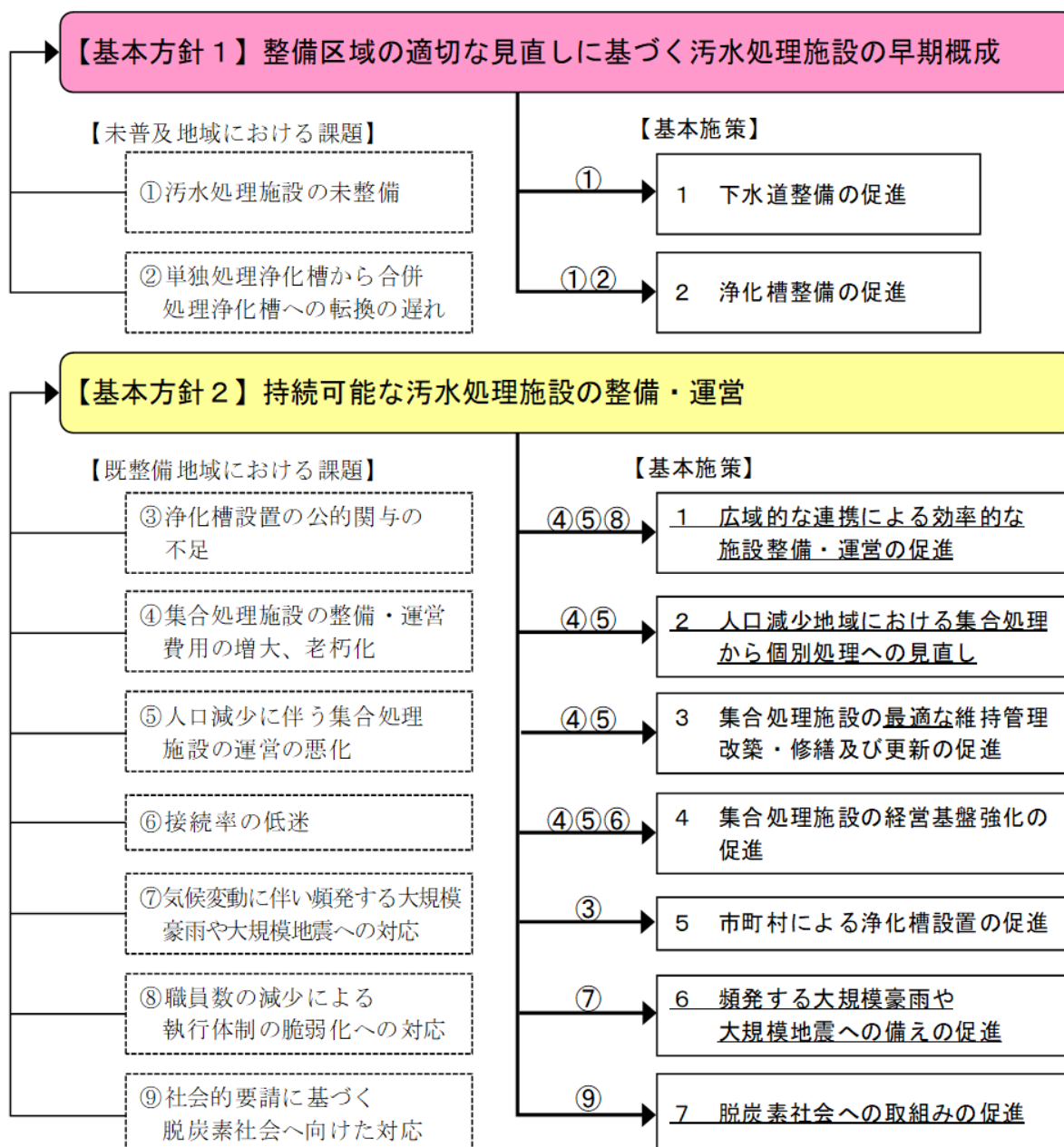
【基本方針1】整備区域の適切な見直しに基づく污水处理施設の早期概成

【基本方針2】持続可能な污水处理施設の整備・運営

3.2. 基本方針と基本施策

本構想の基本理念実現に向けた汚水処理施設整備の基本施策については、基本方針及び主要な課題を踏まえ、以下のとおりとします。

※下線部は前構想からの見直し箇所です



3.3. 目標と目標年度

- ・本構想では、県内全体で汚水処理施設を早期に整備する必要があるとの視点から、基本方針1については数値目標を定め、その目標年度を「2025年度（令和7年度）」と設定しており、中間見直しである今改定では変更しません。
- ・基本方針2については、長期的な視点で取組む必要があることから、目標年次を「2035年度（令和17年度）」と設定しており、基本方針1と同様に変更しません。
- ・目標年度までの目標達成に向け、引き続き、取組みを進めます。

【基本方針1】整備区域の適切な見直しに基づく汚水処理施設の早期概成

○目標

- ・人口減少等を踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域について、県独自の作業マニュアルに基づく適切な見直しを行います。
- ・汚水処理施設の概成を目指し、各市町村が作成したアクションプラン※により整備を進めます。

○数値目標 汚水処理人口普及率 95%以上

○目標年度 令和7年度（基準年度 平成26年度）

【基本方針2】持続可能な汚水処理施設の整備・運営

○目標

- ・人口減少等の社会情勢や市町村の財政状況の変化に対応するため、整備手法を再検討しながら、汚水処理施設の整備を進めます。
- ・汚水処理事業の経営環境は、職員減少による執行体制の脆弱化や、人口減少による料金収入の減少により悪化しており、更に今後は老朽化による大量更新期が到来することから、市町村等が実施する汚水処理事業について、施設の統廃合などの広域化や維持管理の共同化などの経営効率化により、経営基盤の強化を図ります。
- ・気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害や、切迫する大規模地震による汚水施設への被災を防止するための対策を進めるとともに、対策が終わるまでの間も災害による社会的影響を最小限にするための備えを整えます。
- ・地球温暖化対策など温室効果ガスの削減を目指す脱炭素社会実現へ向けた社会的要請への対応を進めます。

○目標年度 令和17年度

4 具体的な取組み

- ・基本方針及び基本施策に基づき、中期目標及び長期目標の達成にむけて、県と市町村が連携して、地域の実情にあった効率的かつ適正な汚水処理施設の整備、運営の取組みを進めます。
- ・広報を通じた情報提供や集合処理施設の見学等による普及啓発活動に取り組むとともに、特に未来を担う学生等の若者を対象に、汚水処理をはじめとする環境教育に力を入れていきます。

【基本方針1】整備区域の適切な見直しに基づく汚水処理施設の早期概成

基本施策1 下水道整備の促進

(具体的な取組)

- ・大規模な整備を行う際、PPP^{*}・PFI^{*}等の可能性を含めた効率的な整備手法及び運営の検討を促します。
- ・下水道クイックプロジェクト^{*}など、コスト縮減や新たな整備手法の情報を共有し、低コストによる早期の整備を促進します。
- ・下水道工事を行う際には、社会情勢や地域の実態に合った整備手法となっているか検証します。
- ・汚水処理施設の早期概成を目指し、各市町村が作成したアクションプラン^{*}の見直しにより効率的・効果的な整備を進めます。

基本施策2 浄化槽整備の促進

(具体的な取組)

- ・浄化槽は、下水道と同程度の処理能力があり、短期間かつ、低コストの設置が可能な点や、配管が短く地震災害に強いなどの特徴を備えた分散型のインフラ設備であることから、浄化槽整備費、単独処理浄化槽撤去費、付帯する宅内配管工事費の助成を通じ、整備を促進します。
- ・浄化槽の設置は、住民の意思決定によるところが大きいことから、浄化槽の環境上の利点や浄化槽整備補助制度などについて、住民に対する周知を促します。
- ・そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上で重大な支障を生ずるおそれがある状態にあると認められる、いわゆる特定既存単独処理浄化槽設置者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上で必要な措置をとるよう助言又は指導を行います。

【基本方針2】持続可能な污水处理施設の整備・運営

基本施策1 広域的な連携による効率的な施設整備・運営の促進

(具体的な取組)

- ・市町村等の污水处理施設の統廃合などの広域化や維持管理の共同化などを促進し、経営基盤の強化を図るため、「岐阜県污水处理事業広域化・共同化計画」を策定します。
- ・頻発する大規模豪雨や大規模地震などの災害について、広域的な連携による支援体制を整えます。

基本施策2 人口減少地域における集合処理から個別処理への見直し

(具体的な取組)

- ・山間地域の污水处理施設など地理的に統廃合が難しいものについては、集合処理方式による運営の持続可能性について検討の上、運営が困難になると見込まれる施設については個別処理への見直しを検討、促進します。

基本施策3 集合処理施設の最適な維持管理、改築・修繕及び更新の促進

(具体的な取組)

- ・下水道施設について、効率的な改築・更新を行うため、施設全体を対象に、長期的な視点からリスク評価、事業費の平準化を行う下水道ストックマネジメント計画^{*}の策定・推進を促します。
- ・農業集落排水施設について、計画的かつ効率的な保全や更新となるよう、最適整備構想^{*}に基づいた機能保全対策を実施することとし、実施時期については最適整備構想を踏まえつつ策定市町村の判断で設定するものとします。
- ・包括的民間委託^{*}など、民間の能力を活用した効率的な施設の管理を促します。
- ・業務のデジタル化・スマート化を図りつつ、デジタル技術活用基盤を活用することを促すことによりDX^{*}を推進し、污水处理事業の効率化・省力化を促進します。
- ・将来的に広域化または個別処理への見直しが見込まれる処理施設については、施設の廃止も視野に入れた最適な管理を実施します。

基本施策4 集合処理施設の経営基盤強化の促進

(具体的な取組)

- ・中長期的な経営の基本計画として策定した経営戦略について、取組み状況等を踏まえつつ、質をより高めていくため、3～5年毎に見直しを行うよう促します。
- ・公営企業会計においては、少なくとも5年に1回の頻度で使用料改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率^{*}の向上に向けたロードマップの策定が行われるよう促します。
- ・管理者による集合処理施設の経営状況や市町村財政の見通しを主とした積極的な情報公開と説明責任の徹底を促します。
- ・供用開始後の下水道への低接続率の改善を図るため、「岐阜県下水道接続率向上方策研究会」にて、接続促進策の検討・実施を促進します。
- ・集合処理施設の効果を最大限発揮するために、供用開始された区域に居住する人に集合処理施設に接続していただくよう理解・協力を求めるため、戸別訪問による細やかな状況の把握に加え、接続補助制度の周知を促します。

基本施策5 市町村による浄化槽設置の促進

(具体的な取組)

- ・県は市町村が下水道法に規定する予定処理区域を除き、浄化槽による汚水処理の適正な処理について特に促進する必要がある区域を浄化槽処理促進区域として指定する際に技術的助言等を行います。
- ・浄化槽の設置を市町村が行う、公共浄化槽等整備推進事業を促進します。
- ・公共浄化槽等整備推進事業の実施にあたっては、PFIの可能性を含めた効率的な整備手法及び運営の検討を促します。

基本施策6 頻発する大規模豪雨や大規模地震への備えの促進

(具体的な取組)

- ・気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害による下水道施設への被災を防止するため、耐水化計画の策定と対策の実施を促進します。
- ・切迫する大規模地震による下水道施設への被災を防止するため、下水道総合地震対策計画の策定と対策の実施を促進します。
- ・ハード対策が行われる間も、大規模災害による社会的影響を最小限にとどめる必要があることから、下水道BCPを随時見直し、災害への備えを促進します。

基本施策7 脱炭素社会への取組みの促進

(具体的な取組)

- 市町村の下水道事業における温室効果ガス削減対策を進めるため、まずは地球温暖化対策推進法に基づく、市町村の「地方公共団体実行計画」等に下水道の施策と削減目標を設定するよう促します。
- 処理施設での効率的な設備の導入や、高効率機器への更新、運転管理の効率化などによる消費エネルギーの削減を促進します。
- 水処理施設の上部や未利用地等を活用した太陽光発電や下水汚泥のエネルギー利用などによる創エネルギーの取組を促進します。
- 汚泥の利活用、資源化を図ることにより、未利用エネルギーの削減を促進します。

5 構想の推進

5.1. 指標

本構想では、毎年の進捗状況や整備効果を確認するとともに、必要に応じて見直しを行うため、引き続き下記の4つの指標で構想の推進を進めます。

○指標

- | | |
|---|--------------|
| 1 | 汚水処理人口普及率 |
| 2 | 未普及人口 |
| 3 | 接続率 |
| 4 | 起債（注）の現況と見通し |

（注）起債・・・集合処理の地方債現在高

5.2. 見直しの体制

今後も人口減少等の社会情勢の変化が見込まれるため、毎年の進捗管理をもととしたPDCAサイクル※により、整備進捗や効果の点検評価を行い、有識者からの助言を踏まえて、5年に一度を基本とした構想の見直しを進めます。

Plan（構想）

人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を選定。

Do（実施）

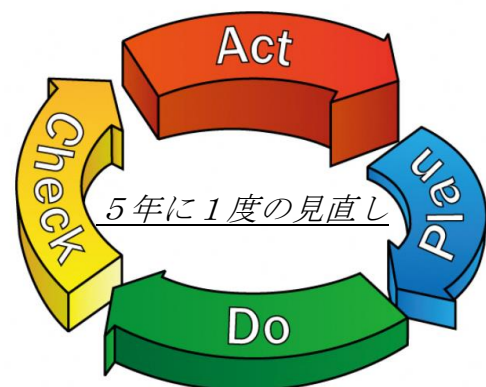
構想に基づき、汚水処理施設整備事業を実施。

Check（点検評価）

整備の進捗管理、社会情勢の変化の確認による点検評価。
点検評価内容の積極的な公開。

Act（処置改善）

点検評価をもとに有識者による助言、意見を踏まえ、構想の見直しを推進。

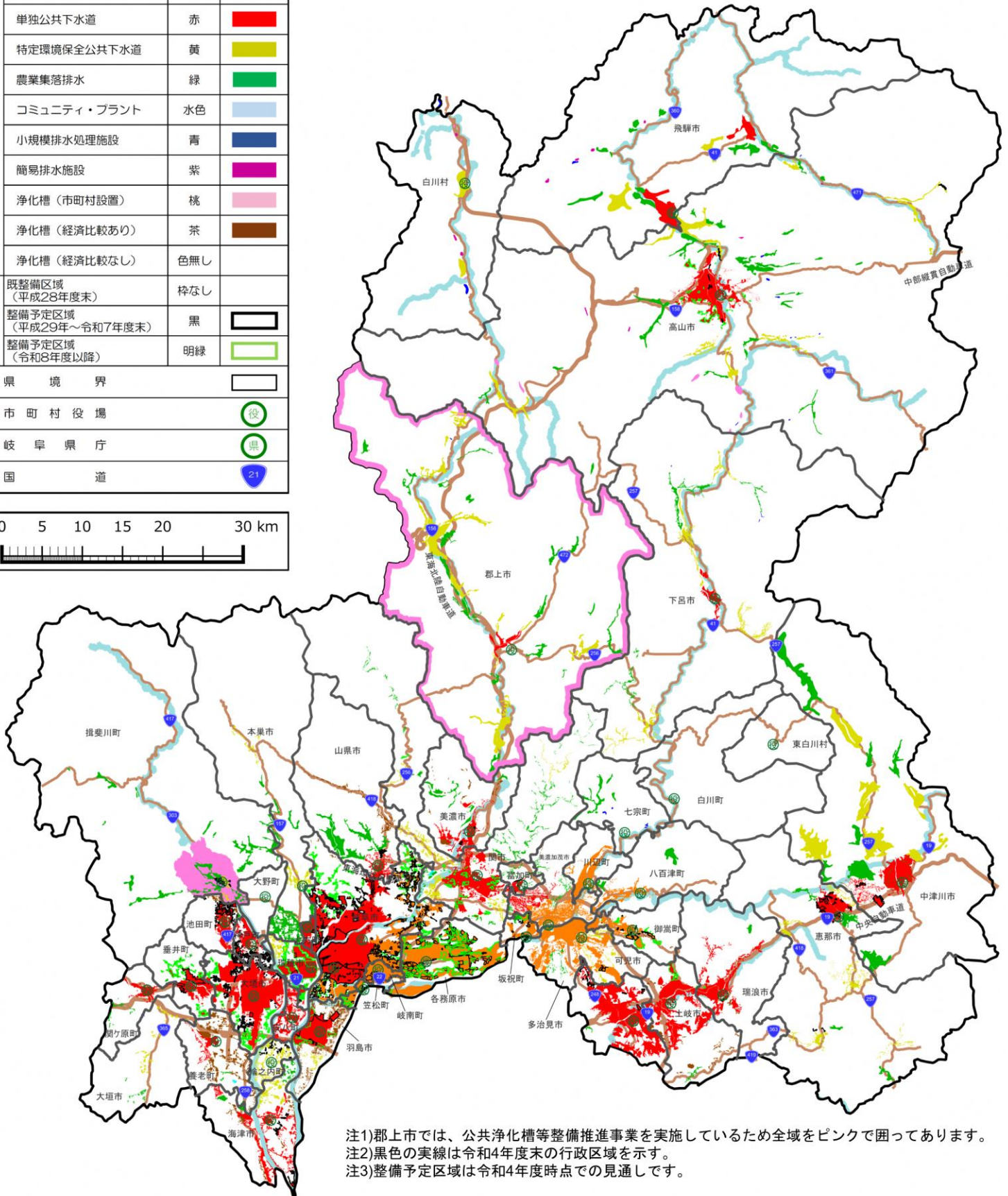
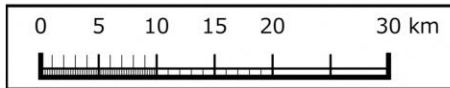


6 構想図

今回の構想見直しに基づき、県の汚水処理施設について、「事業種別」と「整備時期」を示した「汚水処理施設整備構想図」を作成しました。

岐阜県汚水処理施設整備構想図

	名称	色	記号
処 理 区	流域関連公共下水道	橙	
	単独公共下水道	赤	
	特定環境保全公共下水道	黄	
	農業集落排水	緑	
	コミュニティ・プラント	水色	
	小規模排水処理施設	青	
	簡易排水施設	紫	
	浄化槽（市町村設置）	桃	
	浄化槽（経済比較あり）	茶	
	浄化槽（経済比較なし）	色無し	
整 備 時 期	既整備区域 （平成28年度末）	枠なし	
	整備予定区域 （平成29年～令和7年度末）	黒	
	整備予定区域 （令和8年度以降）	明緑	
県 境 界			
市 町 村 役 場			
岐 阜 県 庁			
国 道			



注1)郡上市では、公共浄化槽等整備推進事業を実施しているため全域をピンクで囲ってあります。
 注2)黒色の実線は令和4年度末の行政区域を示す。
 注3)整備予定区域は令和4年度時点での見通しです。

「国土数値情報ダウンロードサービス」（国土交通省）を加工して作成
 河川データ：<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html> 行政区域データ：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html
 市町村役場データ：<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P34.html> 緊急輸送道路データ：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N10-v2_0.html

[資料編]

- ・ 県独自の市町村作業マニュアル
- ・ 用語解説
- ・ 各市町村数値

県独自の市町村作業マニュアル

○策定体制

本県では国マニュアルに基づき、事業評価、環境、経済の学識経験者及び市町村行政の代表者から、構想の内容について助言・意見をいただくため、有識者会議を設置しました。

これにより、専門的な意見と第三者の視点を取り入れることができ、構想の客観性を担保するとともに、より効率的・効果的な汚水処理施設整備手法の選定を可能としました。

また、本県では広域化・共同化計画について、県内7ブロック（岐阜・西濃・中濃・可茂・東濃・飛騨・流域関連）から、実現の見込みがある計画毎にグループを抽出し、計画の実現にむけ検討・策定した計画を構想へ位置づけ実施・推進することとします。

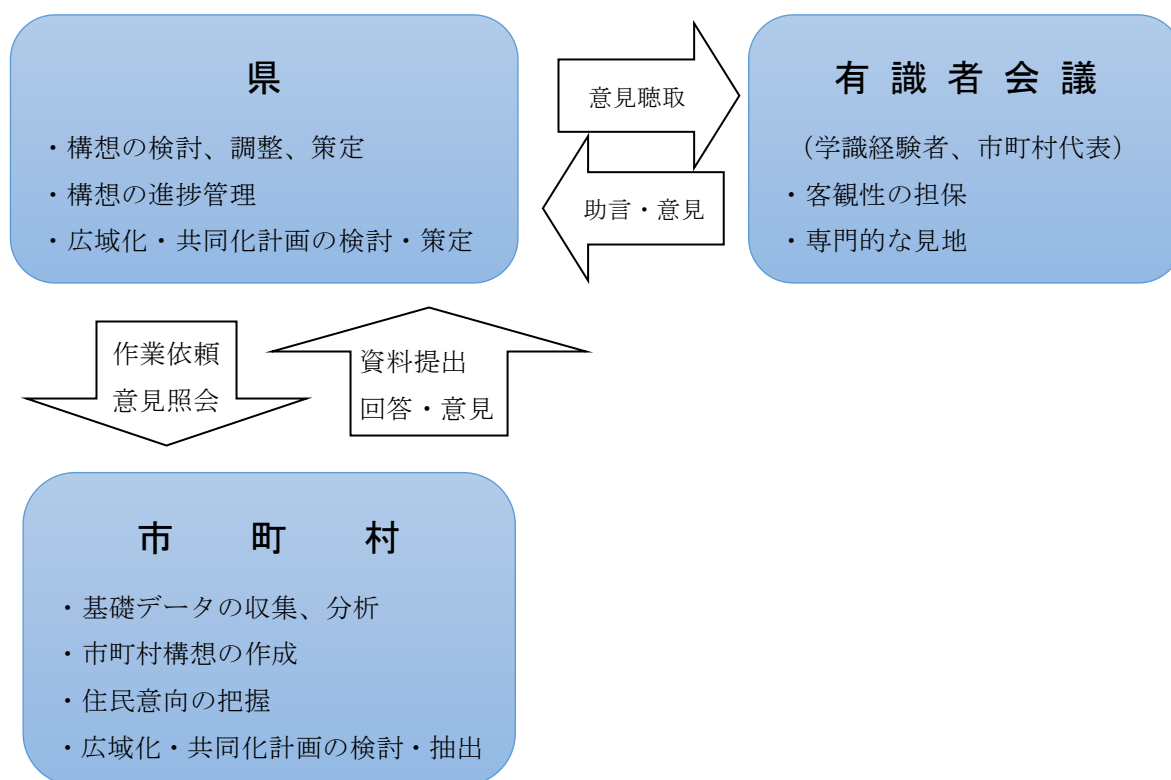


図 3.1 構想の策定体制

○県内実績に基づく、費用関数^{*}、耐用年数の設定

- ・前構想を策定するにあたっては、本県における汚水処理施設の整備実態に基づき、各種汚水処理施設の最適な整備区域の検討を行うため、県独自の「市町村作業マニュアル」を作成しました。
- ・同マニュアル作成にあたっては、近年の県内における汚水処理施設の費用実績を収集・整理し、国マニュアルによる費用関数に代わる県独自の費用関数を設定しました。
- ・耐用年数は基本的に国マニュアルによる値を採用しましたが、浄化槽については、県内のほとんどの合併処理浄化槽が機器設備類の更新が生涯機能保証される「らくらく一括契約」（岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会）を契約していることを踏まえ、耐用年数は躯体のみを考慮した40年と設定することを基本としました。
- ・各市町村は県のマニュアルに基づき、下水道や浄化槽の整備区域を検討し、市町村構想を策定しました。
- ・前構想は、こうして策定された市町村構想と整合を図り策定しています。

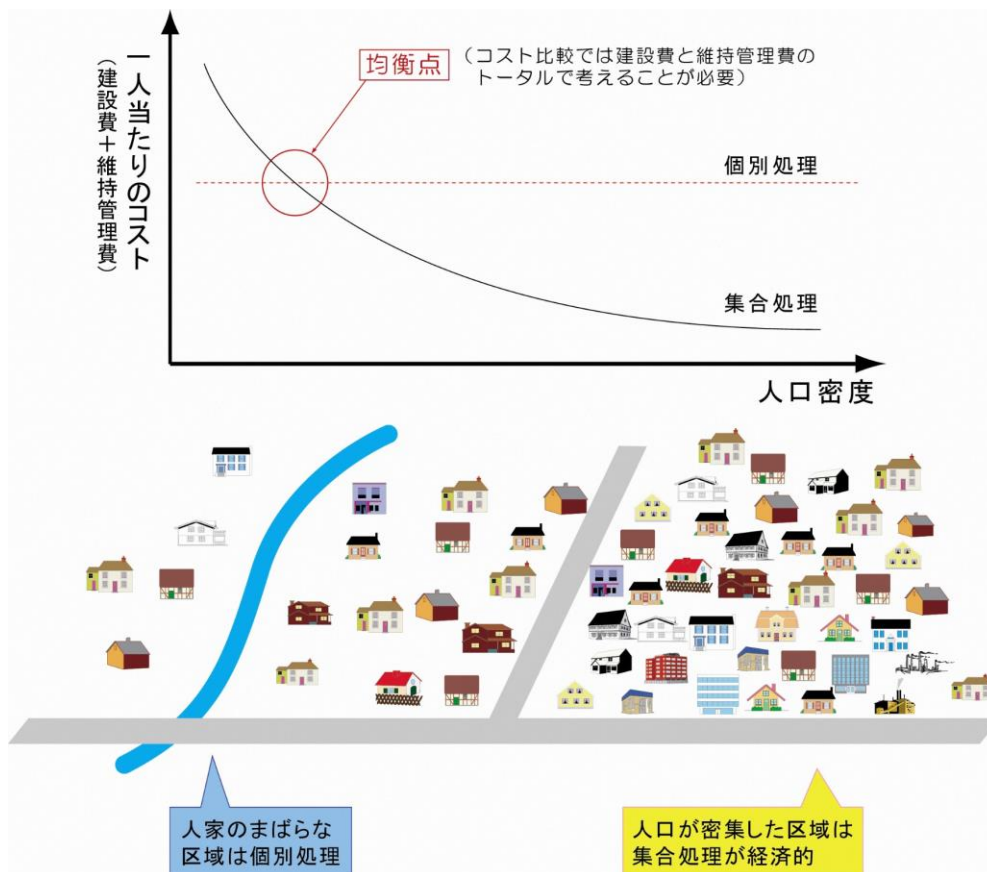


図 3.2 集合処理と個別処理（浄化槽）の考え方

○経営収支を考慮した経済性評価による整備手法の選定

- ・近年、下水道事業は市町村財政の大きな負担となっています。このことから、経済比較による整備手法の判定に加え、経営的観点から整備手法の判定を行っています。
- ・具体的には、次の手順で経営収支を考慮した経済性評価を行いました。

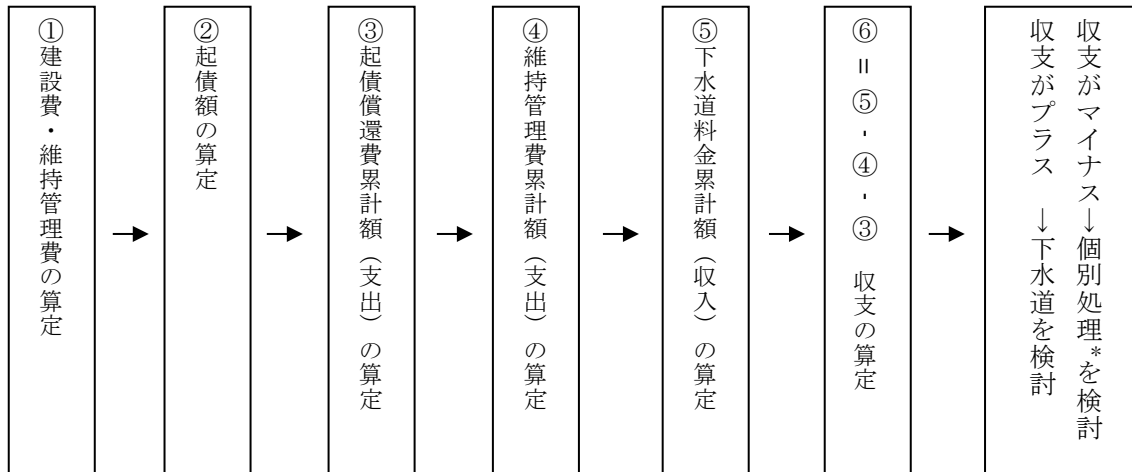


図 3.3 経営収支による経済性評価の手順

用語解説

(五十音順)

【アクションプラン】

中期目標を達成するために数年から10年程度の期間について、具体的な数値目標を掲げた市町村の計画をいいます。

【汚水処理人口普及率】

総人口（住民基本台帳人口）に占める、汚水処理施設を使用することができる人口の割合をいい、以下の数式で算定します。

汚水処理人口普及率 = 汚水処理施設を使用することができる人口 / 総人口（住民基本台帳人口）

【化学的酸素要求量（COD）】

水の汚染を表す指標の一つであり、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/L で表したものです。

【合併処理浄化槽】

生活排水のうち「トイレ排水」と「生活雑排水」の両方を処理する浄化槽をいい、汚水処理施設の一つです。

【経費回収率】

集合処理施設の整備・運営にかかった経費を料金収入によって回収した割合をいいます。

【下水道クイックプロジェクト】

地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的整備が可能な新たな整備手法を導入することにより、早急かつ効率的な下水道整備を図ることをいいます。

【下水道ストックマネジメント計画】

下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものをいいます。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいいます。

【個別処理】

汚水を各家庭に設置した浄化槽で汚水処理を行う方法をいいます。

【最適整備構想】

農業集落排水施設において、施設毎の劣化状況等の機能診断結果を基に、処理区毎の保全対策工法や実施時期を設定した、適切かつ効率的な維持管理計画をいいます。

複数の処理区を有する市町村にあつては、隣接する処理区の統合等についても検討を行います。

【集合処理】

汚水を管路等で一箇所に集め、まとめて汚水処理を行う方法を集合処理といいます。集合処理としてはp3の図1.1に示したような種類があります。

【水質環境基準】

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づいて定められている基準です。

【生活排水】

家庭の台所、洗濯、風呂などから出る排水をいいます。

【生物化学的酸素要求量（BOD）】

水の汚染を表す指標の一つであり、好気性微生物が一定時間中に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量を mg/L で表したものです。

【接続率】

集合処理施設を使用することができる人口に占める、実際に施設を利用している人口の割合をいいます。

【単独処理浄化槽】

生活排水のうち「トイレ排水」のみを処理する浄化槽をいい、本構想でいう汚水処理施設には該当しません。

【費用関数】

汚水処理施設の建設費や維持管理費を、処理する水量や人口などから算出するための方法をいいます。

【DX】

デジタルトランスフォーメーションの略語。デジタル技術を用いた業務の遂行手段等の改善をいいます。

【PDCAサイクル】

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法をいいます。

【PPP】

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）といいます。

【PFI】

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。PFIは、PPPの代表的な手法の一つです。

【包括的民間委託】

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することをいいます。具体的には下水処理場などの処理施設の維持管理を民間に委託する際に、複数の施設を一括で契約するなど、複数年契約、性能発注方式（受託者に対して一定の性能確保を条件とて課しつつ、運営方法は受託者の自由裁量に任せる発注方式）にする方法があります。

各市町村数値

【基準値（平成26年度）・実績値（令和3年度）・計画値（令和7年度）】

・汚水処理人口普及率

種別 市町村	合計			下水道（公共・特環）			農業集落排水施設			浄化槽等＋コミプラ		
	H26	R3	R7	H26	R3	R7	H26	R3	R7	H26	R3	R7
	基準	実績	計画	基準	実績	計画	基準	実績	計画	基準	実績	計画
岐阜市	96.7%	97.4%	98.3%	92.2%	94.1%	94.2%				4.5%	3.3%	4.1%
大垣市	92.2%	96.0%	97.4%	86.1%	90.6%	94.3%	0.7%	0.6%	0.7%	5.4%	4.8%	2.4%
高山市	97.8%	98.6%	98.8%	84.0%	85.3%	84.7%	10.4%	10.1%	10.4%	3.4%	3.1%	3.7%
多治見市	95.3%	98.0%	99.9%	93.1%	95.7%	99.6%	0.1%	0.1%	0.1%	2.1%	2.2%	0.1%
関市	98.9%	99.2%	99.6%	86.1%	87.9%	87.3%	10.2%	9.3%	9.9%	2.5%	2.1%	2.4%
中津川市	94.4%	87.2%	97.1%	61.9%	58.4%	68.9%	12.0%	10.1%	12.0%	20.5%	18.7%	16.3%
美濃市	96.7%	98.4%	98.3%	73.5%	75.5%	74.0%	17.4%	16.3%	17.4%	5.8%	6.7%	7.0%
瑞浪市	82.7%	88.6%	90.8%	66.8%	76.4%	75.2%	4.5%	0.3%	0.3%	11.3%	11.9%	15.3%
羽島市	70.2%	82.5%	90.0%	42.7%	51.5%	56.3%				27.6%	31.0%	33.7%
恵那市	86.8%	87.6%	93.6%	59.2%	60.1%	63.4%	4.7%	4.6%	4.7%	23.0%	23.0%	25.5%
美濃加茂市	99.2%	99.5%	99.6%	90.4%	90.7%	92.5%	5.3%	4.8%	4.8%	3.5%	4.0%	2.3%
土岐市	92.9%	94.6%	96.2%	83.9%	84.7%	89.0%	1.0%	0.9%	1.0%	8.0%	9.0%	6.2%
各務原市	93.6%	96.3%	96.7%	79.1%	83.2%	87.1%				14.5%	13.1%	9.6%
可児市	98.0%	99.8%	99.8%	95.0%	95.2%	97.6%	2.4%	2.3%		0.6%	2.3%	2.2%
山県市	76.1%	85.8%	90.3%	38.1%	49.7%	47.4%	25.9%	25.4%	25.9%	12.1%	10.8%	17.0%
瑞穂市	54.1%	60.8%	73.2%	8.1%	7.2%	15.8%	0.8%	0.6%	0.7%	45.2%	53.0%	56.7%
飛騨市	93.8%	97.4%	98.1%	74.8%	78.5%	79.9%	14.7%	14.4%	14.5%	4.3%	4.5%	3.7%
本巣市	82.6%	90.7%	90.7%	20.0%	21.1%	22.0%	46.5%	47.8%	46.5%	16.1%	21.8%	22.2%
郡上市	96.1%	98.0%	97.6%	57.5%	62.2%	65.4%	28.5%	24.5%	20.9%	10.1%	11.3%	11.3%
下呂市	96.3%	97.0%	99.5%	66.0%	66.5%	66.4%	20.8%	20.6%	20.4%	9.5%	9.9%	12.6%
海津市	91.0%	93.7%	95.0%	73.5%	78.6%	77.8%	10.4%	7.4%	7.6%	7.1%	7.7%	9.7%
岐南町	94.5%	96.0%	100.0%	93.1%	95.2%	100.0%				1.4%	0.8%	
笠松町	87.7%	92.1%	95.9%	85.2%	90.3%	95.0%				2.5%	1.8%	0.8%
養老町	52.9%	58.7%	71.3%	24.0%	23.4%	24.0%	1.5%	1.5%	1.5%	27.3%	33.8%	45.8%
垂井町	70.2%	80.9%	90.1%	53.1%	64.1%	78.8%	2.1%	1.6%	2.1%	15.0%	15.2%	9.2%
関ヶ原町	96.4%	97.4%	98.7%	75.0%	81.1%	79.9%	20.1%	15.6%	16.4%	1.3%	0.6%	2.3%
神戸町	82.9%	90.6%	100.0%	61.4%	86.1%	98.7%				21.5%	4.5%	1.3%
輪之内町	82.5%	94.6%	100.0%	69.6%	85.9%	99.1%				12.9%	8.7%	0.9%
安八町	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				0.0%	0.0%	0.0%
揖斐川町	84.9%	97.5%	93.6%	8.3%	20.5%	20.5%	45.8%	59.2%	59.0%	30.8%	17.8%	14.1%
大野町	56.2%	84.1%	90.0%							56.2%	84.1%	90.0%
池田町	83.7%	93.5%	98.4%	43.2%		75.7%	19.7%	18.3%	19.4%	20.7%	7.8%	3.3%
北方町	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						0.0%
坂祝町	99.1%	99.4%	99.6%	69.7%	69.4%	71.2%	22.5%	25.7%	23.4%	6.9%	4.3%	5.0%
富加町	100.0%	100.0%	100.0%	60.6%	62.5%	60.7%	38.0%	35.7%	38.1%	1.4%	1.8%	1.3%
川辺町	99.7%	99.8%	99.9%	96.1%	96.7%	96.4%	2.7%	2.3%	2.7%	1.0%	0.8%	0.8%
七宗町	70.2%	73.6%	90.0%				34.0%	33.2%	34.0%	36.1%	40.4%	56.0%
八百津町	93.3%	94.3%	99.0%	76.1%	77.3%	76.1%	8.5%	8.2%	8.5%	8.7%	8.8%	14.4%
白川町	77.5%	80.5%	90.0%							77.5%	80.5%	90.0%
東白川村	81.8%	85.2%	90.3%							81.8%	85.2%	90.3%
御嵩町	82.3%	92.3%	94.8%	66.4%	77.9%	84.4%				15.9%	14.5%	10.4%
白川村	98.9%	99.8%	100.0%	87.5%	87.3%	87.5%	3.5%	3.5%	3.5%	7.9%	9.0%	9.0%
県全体	90.7%	93.7%	96.1%	74.2%	77.7%	80.2%	5.8%	5.3%	5.3%	10.7%	10.6%	10.6%

- ・未普及人口
- ・接続率

種別 市町村	未普及人口（人）			合計			下水道（公共・特環）			農業集落排水施設		
	H26 基準	R3 実績	R7 計画	H26 基準	R3 実績	R7 計画	H26 基準	R3 実績	R7 計画	H26 基準	R3 実績	R7 計画
	接続率	接続率	接続率	接続率	接続率	接続率	接続率	接続率	接続率	接続率	接続率	接続率
岐阜市	13,481	10,374	6,747	86.4%	86.7%	92.8%	86.4%	86.7%	92.8%	81.6%	89.1%	89.7%
大垣市	12,687	6,305	4,233	85.1%	88.9%	89.3%	85.2%	88.9%	89.3%	92.0%	93.4%	92.0%
高山市	1,970	1,222	941	90.5%	92.5%	94.8%	90.3%	92.4%	95.2%	97.3%	99.2%	97.2%
多治見市	5,363	2,188	154	92.0%	93.8%	94.0%	91.9%	93.8%	94.0%	100.0%	100.0%	100.0%
関市	1,021	663	376	97.4%	98.3%	98.9%	97.1%	98.1%	98.8%	86.0%	84.3%	100.0%
中津川市	4,548	9,701	2,100	87.2%	87.0%	100.0%	87.5%	87.5%	100.0%	79.4%	87.7%	87.7%
美濃市	733	319	341	64.9%	73.2%	78.1%	61.4%	70.1%	75.9%	86.6%	92.4%	92.6%
瑞浪市	6,755	4,143	3,262	94.3%	92.5%	96.3%	94.8%	92.5%	96.3%	81.0%	81.0%	81.0%
羽島市	20,415	11,725	6,530	66.7%	70.6%	81.0%	66.7%	70.6%	81.0%	80.4%	81.4%	83.0%
恵那市	6,921	5,936	3,012	83.9%	88.3%	89.4%	83.5%	88.1%	89.3%	90.2%	92.2%	92.1%
美濃加茂市	438	290	244	80.3%	84.7%	100.0%	80.5%	84.9%	100.0%	60.5%	66.6%	100.0%
土岐市	4,285	3,011	2,082	85.7%	90.0%	96.6%	85.7%	90.0%	96.6%	99.0%	99.0%	99.0%
各務原市	9,499	5,439	4,815	91.3%	93.3%	94.0%	91.1%	93.2%	94.0%	85.5%	89.4%	75.8%
可児市	2,059	201	212	53.7%	56.5%	64.1%	32.1%	39.7%	57.8%	98.6%	99.1%	100.0%
山県市	24,454	21,757	14,561	70.6%	76.0%	56.4%	67.9%	74.0%	54.6%	98.6%	99.1%	100.0%
瑞穂市	1,602	594	401	79.5%	87.0%	89.6%	75.6%	86.1%	87.7%	99.1%	92.1%	100.0%
飛騨市	6,141	3,080	3,197	63.0%	65.2%	69.5%	76.7%	75.5%	80.9%	57.1%	60.7%	64.1%
本巣市	1,740	797	916	72.6%	73.6%	80.3%	71.7%	73.7%	80.5%	74.4%	73.4%	79.8%
郡上市	1,270	903	150	81.7%	85.0%	85.0%	79.0%	82.4%	82.5%	90.3%	93.2%	93.2%
下呂市	3,309	2,056	1,667	64.7%	62.0%	71.9%	62.8%	67.9%	70.8%	78.7%	79.4%	82.6%
海津市	1,365	1,054	0	91.2%	97.1%	97.6%	91.2%	97.1%	97.6%	96.7%	96.7%	96.7%
笠松町	2,773	1,742	888	79.4%	86.7%	86.7%	79.4%	86.7%	86.7%	95.4%	96.8%	95.3%
養老町	14,521	11,208	8,043	65.8%	71.4%	75.3%	64.0%	69.8%	74.1%	66.6%	66.6%	73.7%
垂井町	8,422	5,031	2,611	66.5%	69.9%	73.3%	66.5%	69.2%	73.3%	50.7%	56.8%	88.0%
関ヶ原町	273	169	89	80.2%	79.1%	98.0%	88.1%	83.4%	100.0%	50.7%	56.8%	88.0%
神戸町	3,386	1,748	0	49.1%	51.4%	72.2%	49.1%	51.4%	72.2%	99.9%	99.9%	99.9%
輪之内町	1,737	508	0	39.0%	49.2%	55.9%	39.0%	49.2%	55.9%	90.3%	90.3%	90.3%
安八町	0	0	0	79.0%	89.5%	90.3%	79.0%	89.5%	90.3%	70.1%	50.3%	94.2%
揖斐川町	3,422	491	1,249	67.4%	45.3%	91.2%	52.3%	30.7%	82.7%	90.4%	89.5%	99.0%
大野町	10,428	3,523	2,280	69.6%	61.2%	65.2%	60.1%	53.6%	56.6%	88.0%	88.0%	88.0%
池田町	4,026	1,498	390	79.7%	86.3%	88.0%	79.7%	86.3%	88.0%	97.9%	97.9%	97.0%
北方町	4	2	0	96.3%	94.1%	96.2%	95.7%	95.7%	96.0%	97.0%	98.5%	100.0%
坂祝町	78	48	30	95.0%	97.5%	99.2%	93.7%	96.9%	98.7%	97.1%	98.2%	97.3%
富加町	0	0	0	78.2%	83.3%	86.2%	77.6%	83.0%	85.9%	77.2%	82.9%	90.9%
川辺町	27	19	10	77.2%	82.9%	90.9%	84.0%	88.4%	90.0%	74.4%	81.3%	76.1%
七宗町	1,251	915	362	83.1%	87.7%	88.6%	84.0%	88.4%	90.0%	87.4%	87.4%	87.4%
八百津町	783	594	100	83.3%	78.0%	87.4%	83.3%	78.0%	87.4%	93.1%	93.1%	94.4%
白川町	2,040	1,464	743	85.9%	91.7%	93.1%	86.0%	91.6%	93.1%	81.2%	79.9%	87.4%
東白川村	456	314	205	84.1%	85.9%	90.4%	84.3%	86.3%	90.5%	81.2%	79.9%	87.4%
御嵩町	3,337	1,367	925	84.1%	85.9%	90.4%	84.3%	86.3%	90.5%	81.2%	79.9%	87.4%
白川村	18	3	0	193,856	126,054	76,416						
県全体	193,856	126,054	76,416									

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

岐阜県汚水処理施設整備構想策定委員会

清流の国推進部 市町村課

環境生活部 廃棄物対策課

農政部 農地整備課

都市建築部 下水道課

